

No. 2

45.4.1

編集及発行

川辺町 住民課

お知らせ

岐阜県川辺漕艇場の概要

◎工事費

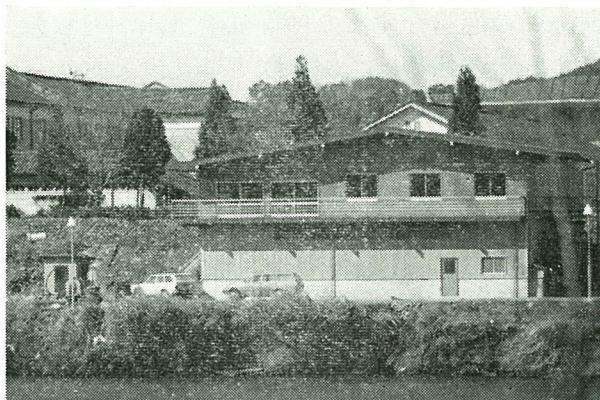
- 1. 艇 庫 20,890,000円県費
- 2. 舟付場工事費 1,923,000円 ク
- 3. 用地買収付帯工事 1,600,000円町費

◎建物の内容

- ・艇庫 203m² 便所、シャワー、その他 61m²
- ・会議室、管理人室、和室 各1室、宿泊室6室
(収用人員 36人)

◎管理及び使用については県と協議中です

艇 庫 全 景



川辺町の公金取扱事務を金融機関を指定（自治法の規定する）
して取扱いをする業務開始のおしらせ。

わたくしたちの川辺町も、国の経済全般の高度成長にともない、町勢が進展して、昭和44年度決算見込が3億円を越すことになりました。

会計事務も多様化してきましたので、先進町村もすでに採用している。指定金融機関制度を新年度（45.4.1）より取り入れて、公金事務の出納事務の適正化を図ることになりました。

指定金融機関とは

今まで収入役扱いの現金出納事務を金融機関へ委任することです。

- ◎ 川辺町指定金融機関…………大垣共立銀行（公金の出納全般の事務）
- ◎ 川辺町収納代理金融機関……多治見信用金庫川辺支店（税その他収入金の取扱事務）

収 納

町税その他の収入は、すべて上記の銀行、信用金庫の店頭又は、従来通り役場又は、支所の窓口で取り扱います。（役場窓口へは銀行の派出所が平日午前9時30分より午後3時土曜日は正午まで設けられます。）

支 払

収入役が、発行する銀行の小切手支払い、請求者の申出により、銀行口座振替支出の方法をとり、受払の正確を図ります。

税金の納付、支払金の受取は、共に口座振替委任を利用し、この制度を十分ご活用ください。

（川辺町農業協同組合の収納代理業務の委任については、目下接衝中であり、近く農協においても収納事務をお願いし、みなさんの利便を図るよう両者で検当中であります。）

国民健康保険の

しくみ

◆保険者とその役割

国保の運営をするのは保険者（川辺町長）です。その仕事は、被保険者に保険給付を行うこと、保険税を集めること、医療機関にお金を支払うことがあげられます。

◆被保険者とは

国保に加入しているわたくしたちです。国保に加入は世帯ごとに何人家族でも一家族一として計算します。世帯というのは同じ家に住んでいて家計がいつしよのものをいいます。ですから住みこみの店員さんとか使用人は、同じ住居に生活をしていても、家計は別ですから、独立世帯ということになります。

◆保険税について

保険証を使って医者にかかる制度（医療保険制度）を維持し、相互扶助の精神のもとに療養という利益を受けるからには、保険税の納入は被保険者の義務ということになります。

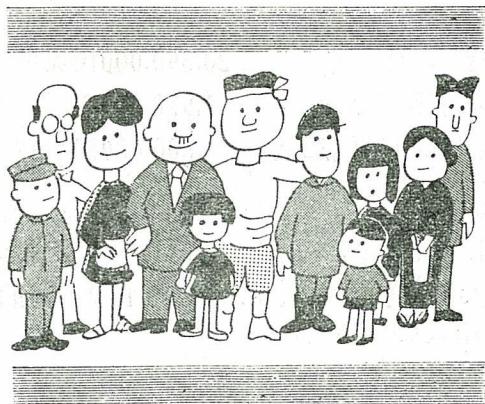
保険税は、被保険者となつたその月から納めなければなりません。保険に加入することは、役場の窓口で被保険者の届けをしてその資格を得た時をいうではありません。

みなさんが川辺町に住み始めた時、あるいは他の健康保険の適用を受けなくなつた時を法律上では国民健康保険の資格取得といつています。ですから、届けが遅れると、さかのぼつて保険税を納めることになります。

◆一部負担金とは

国保は、診療を受けた場合はそのつど病院や診療所の窓口で総治療費の三割を直接支払わなければなりません。これを一部負担金と

いいます。残りの七割は保険者が支払います



相互扶助の精神のもとに…

◆保険証について

保険証を提出して診療を受けるのを「保険診療」といいます。もしも保険証なしで受診した場合は医療費は全額、自分で負担しなければなりません。ただし、やむを得ず保険証なしで医者にかかるという場合もあります。

そのときは、あとで国保の係りに届けを出せば（領収明細書）一部を現金で支給してもらることができます。

保険証を2年ごとに更新するわけは

◎無効の保険証を回収すること

◎被保険者の資格を正しく確認すること

被保険者に変動があつた場合は（出生、死亡、転入、その他健康保険に加入、脱退）すぐに届け出をして、訂正を受けなければなりません。手続きを放置したままですと、不当利得、不正行為となつて思わぬ損害をこうむることになります。また保険証を紛失、破損したときは、すぐに届けて再交付してもらわなければなりません。

◆お産や死亡には現金支給

国保は、わたくしたちが病気、けがをしたときには医療を支給し、お産や死亡に対して現金を支給するしくみになっています。

助産費 5,000円 育児手当 1,800円 葬祭費 3,000円 これは 保険者の意思によるものと法律で規定されるものとがあります。

◆保険で受けられない診療

…次の場合は保険診療の対象になりません…

◎病気といえないもの

美容のためのもの、健康診断、予防注射、予防接種、その他どもり、色盲、わきが、正常なお産、妊娠中絶、歯並が悪い、どうも疲れがちだから注射を一本など保険はききません。

◎不行跡や犯罪行為のあつた場合

◎自分でわざとした行為や犯罪行為

◎けんかや酔っぱらつでした場合

◎仕事のけがや仕事が原因の病気

労働基準法で、仕事のうえでけがや病気をした場合は事業主が治療費を全額負担することになっています。事業主が労災保険に入つていなかつたので国保を使つたということがあります、仕事のうえでの病気やけがは事業主が労災保険に加入していよいといまいと治療費は事業主が負担する事になつてゐる。

—国民健康保険—

の給付

国民健康保険に加入している人は、次のような支給を受けられます。

こんなとき	その条件	その給付
病気になつたとき けがをしたとき 歯が痛いとき (交通事故は除く)	国保を取り扱つて いる病院、診療所 へ被保険者証を提 出	完全に治るまで診療 が受けられます。 かかつた費用の3割 は一部負担金として お医者さんに支払い ます。残り7割を国 保が負担します。
やむを得ない事情 で被保険者証を使 つて医者にかかる ことができなかつたとき	真にやむを得ない 事情か否かを国保 で審査のうえ	
付き添い看護婦を やつたとき	事前に(やむを得 ないときは事後で も)国保の承認が 必要	かかつた費用につ いて、国保が審査 決定した額の7割 を払いもどします
あんま、はり、灸 の施術を受けたと き。柔道整復師の 施術を受けたとき	保険医の診断書が 必要	
コルセットを作つ たとき、生血を輸 血したとき	保険医の証明が必 要	
重病人を自動車で 入院、転院させた ようなとき	事前に(やむを得 ないときは事後で も)国保の承認が 必要	
子どもが生まれた とき		助産費 5,000円が支 給されます。
出産し子どもを保 育するとき		育児手当金 1,800円 支給されます。
加入者が死んだと き		葬祭費 3,000円が支 給されます。

—◇— 保険税の計算 —◇—

わたくしたちの国保では、保険税の計算は次のような方法で算出します。前年度の所得と家族の人員を基礎にして算出されます。ただし、保険税年額は最高5万円までです。

◎基準総所得金額の……… $2\cdot2/100$

◎固定資産税額の……… $2\cdot1/100$

◎被保険者均等割 1人当たり………1,100円

◎世帯均等割………1,600円

その年の保険税は、4月1日を基礎にして4.5.6月分を仮算定、7月に本算定をし、納税義務者(世帯主)あてに、保険税納入通知書でお知らせすることになつています。

45年度 各種予防接種 および 健康診断

実施計画表

区分 月別	実施予定種目別	該 当 者		区分 月分	実施予定種目別	該 当 者	
4 月	3種混合 (1回目) 百日咳 (破傷風)	1期	44.7.1～44.12.31 の出生者	8 月	献血	希望者	
		2期	43.7.1～43.12.31 ハ		3才児検診	42.3.1～42.8.31 の出生者	
	乳児検診	44.1.1～44.12.31 ハ		9 月	3種混合 (1回目) 百日咳 (破傷風)	1期	45.1.1～45.6.30 ハ
	狂犬病	飼犬				2期	44.1.1～44.6.30 ハ
5 月	3種混合(2回目)	1期	44.7.1～44.12.31 の出生者		狂犬病	飼犬	
	小児マニ	1期	44.7.1～45.1.31 ハ		3種混合(2回目)	1期	45.1.1～45.6.30 ハ
		2期	44.2.1～44.6.30 ハ		結核健康診断(第1次)	一般成人	
	3種混合(3回目)	1期	44.7.1～44.12.31 ハ	10 月	小児マニ	1期	45.2.1～45.6.30 の出生者
6 月	日本脳炎(1回目)	1期	43.4.1～44.3.31 ハ			2期	44.7.1～45.1.30 ハ
		2期	43.4.1以前の出生者全員 (希望者)		3種混合(3回目)	1期	45.1.1～45.6.30 ハ
	日本脳炎(2回目)	1期	43.4.1～44.3.31 の出生者		結核健康診断(第2次)	一般成人	
	ツベルクリン・BCG	生後3カ月以上保育園 入園前の出生者			インフルエンザ(1回目)	43.10.31以前出生者全員 (希望者)	
胃、子宮ガン検診		希望者			インフルエンザ(2回目)	43.10.31以前出生者全員 (希望者)	
7月	老人検診	未定		12月	種とう	44.9.1～45.8.31の出生者 (39.4.2～40.4.1 ハ)	

加茂保健所相談日割表

受付時間		相談内容	
曜日	月	午前 9~11時	午後 1~3時
		結核健康相談(診断書作成を含む)	成人病相談(血圧 心電図等)
火	第一	妊娠婦相談 (血圧・検尿・梅毒・血液型 受胎調節指導等)	
	第三	精神衛生相談 {一般相談の他に子供の くせ 羨 どもり知能テ スト等}	
水	第一	幼児及約束相談 {未就学児童1~6歳まで での検診及何等かの問題 題をもつ乳児}	
	第二		育成医療相談 {0~18歳までの整形外 科的相談・股関節・斜 頸等の診断}

※犬はつないで
飼いましょう
※注射は年二回
受けましよう
※登録は年一回
受けましよう

※不要犬の引き取り日

每月 第1月曜日

但し、保健所より毎月第1火曜日に引取りに来ますので、毎月1日が火曜日になる場合は月末の月曜日に手をつれてきてください。

但し、祝日等で休日の場合は翌日とし、春秋2回の注射期間は不要犬の引き取りを中止します。

また、不要犬は役場で引き取りますから不要犬をつれて住民課に申し出てください。



検査室関係

曜日	検査内容 午前	検査内容 午后
オ一火曜		給食関係者等の検便 食品
オ二火曜	水質検査	
毎週金曜	梅毒血液検査	